

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(再処理設備本体等)の使用前事業者検査の実  
施方針についての面談

2. 日時：令和2年11月20日 13時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、千葉管理官補佐、

佐山主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃(株)再処理事業部 副事業部長 他10名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について、資料  
の別紙1、別紙2及び別紙3-2に基づき、以下の説明があった。

(1)別紙1「機能・性能検査の対象選定の考え方」について

- ・機能・性能検査の検査対象、検査項目、検査方法の選定については、技術基  
準の機能・性能要求があるもの、技術基準の機能・性能要求に該当しないも  
ののうち安全機能として重要なものを対象とする実施フローの見直しをし  
た。併せて、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請対象  
(仕様表作成)機器について、この実施フロー上どこに該当するのか例示し  
た。

(2)別紙2「検査方法の選定フローの運用」について

- ・劣化事象等を考慮した検査項目ごとの検査方法の選定基準を具体化するた  
め、実検査が可能か否か、使用前検査を受検済みかの観点から、選定フロー  
の見直しを行った。

(3)別紙3-2「放出放射エネルギー検査の代替検査」について

- ・放出放射エネルギー検査の代替検査の妥当性については、現在の再処理事業変更許  
可の「放出管理目標値」ではなく、「年間放出量」を用いることが適切と考え  
ている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

(1)別紙1「機能・性能検査の対象選定の考え方」について

- ・使用前事業者検査は、工事が設工認に従って行われていること及び技術基準  
に適合していることを確認するものであり、それぞれで要求されている事項  
は当該検査で確認する必要がある。よって、設工認に記載する仕様について、  
漏れのない検査項目及び検査方法との対応関係を整理すること。その際には、

実検査、代替検査の方法等について全体的に整理し、体系的に使用前事業者検査が実施できるように検査実施要領を整理すること。

(2) 別紙2「検査方法の選定フローの運用」について

- ・説明された検査方法の選定フローの運用について、実検査量の観点から健全性評価等を含めて各作業期間を見積り、全体工程を明確にすること。
- ・2. のフロー図の②及び⑤で記載されている「実検査済み」は使用前事業者検査の実施と混同するため、用いる記録等の内容が明確となるよう整理すること。
- ・「実検査」については、材料検査の③で材料検査証明書の確認といった記載があるなど検査方法の表現として曖昧であり、実検査の範囲が明確でないことから、当該検査の位置付け、検査方法（立会い、抜き取り立会い、記録確認）が分かるような用語の定義付けを行い、フロー図による区分を明確化すること。

(3) 別紙3-2「放出放射エネルギー検査の代替検査」について

- ・「年間放出量」を用いるとしても、放出管理目標値を踏まえた運用ができる施設であることの確認は必要であり、PWR燃料のせん断から時間が経過していること、BWR燃料も混在して処理しているなど、各種検査条件を踏まえ、測定値の換算等の方法について保守性を有するように、全体的に整理すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前事業者検査の実施方針に係る面談